

資料提供	
令和 3年 5月20日	
担当課	財政課
担当者	松本、小林
電話	073-441-2160

## 令和 2 年度包括外部監査の結果に関する報告書について

地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づき、和歌山県包括外部監査人から標記報告書の提出がありましたので、資料提供します。

なお、同報告書は監査委員より公表（県報掲載）するとともに、今後、監査結果に基づき講じた措置についても、監査委員より公表（県報掲載）することとしています。

### 記

#### 1 選定した特定の事件（テーマ）

県営住宅に関する財務事務の執行について

#### 2 包括外部監査人

瀨瀬 和雅（公認会計士）

#### 3 監査対象・手法

- （1）建築住宅課、和歌山県住宅供給公社へのヒアリングを実施
- （2）関係書類及び関連帳票を閲覧し、事務処理内容・手順等を確認
- （3）県営住宅の現地視察を実施

#### 4 監査の結果（指摘及び意見）

指摘 6 件、意見 19 件

指摘：是正・改善を求めるもの

意見：経済性、効率性、有効性の観点から見て県の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解

##### 【主な内容（監査人が質的に重要と判断した事項）】

- ・駐輪場の一部占有、共有部分の無断使用について、使用者を特定し警告するとともに、撤去するよう指導する等の対応が必要【指摘】
- ・体系的な維持管理、改修・改善計画を立案するために、各データを連携して活用できるようデータベース化を進めるべき【意見】
- ・委託した業務が有効かつ適切に行われたかを測るため、一定の目標を設定すべき【意見】
- ・財務会計システムにおいて、定期的に敷金の合計残高を把握するとともに、敷金管理台帳への記載漏れ、記載ミスがないよう徹底すべき【意見】
- ・債権管理上、今後の回収計画等に有用であることから、年度末滞納状況を把握することが望ましい【意見】
- ・団地内における放置自転車、バイクについて、県と自治会が協力して、所有者が特定されないものについて対応すべき【意見】